

# 小山工業高等専門学校JABEE専門委員会規程

制 定 平成20年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校点検評価委員会規程第6条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校JABEE専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

## (任務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議し、執行する。

- 一 技術者教育プログラム(以下「プログラム」という。)の作成及びカリキュラムに関すること。
- 二 プログラムの認定に必要な資料作成及び申請手続きに関すること。
- 三 プログラムの認定を継続するための施策に関すること。
- 四 その他プログラムの認定に関すること。

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長が必要と認めた教員若干名
- 二 その他校長が必要と認めた職員

2 委員は、校長が任命する。

3 第1項第1号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置く。

2 委員長は、校長が任命する。

3 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

## (事務)

第5条 専門委員会に関する事務は、学生課において処理する。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、点検評価委員会が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校JABEE専門委員会規程(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。